

統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会（第5回）議事録

- 1 日時 平成20年3月4日（火）10時00分から11時45分
- 2 場所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者
構成員：吉澤正座長、今泉典彦委員、大橋豊彦委員、高橋伸子委員、土屋隆裕委員、舟岡史雄委員
総務省：川崎茂統計局長、下河内司統計調査部長、飯島信也総務課長、杉山茂調査企画課長、清水誠経済統計課長
- 4 議題
 - （1）科学技術研究調査の民間開放の実施状況について
 - （2）平成19年就業構造基本調査の民間開放の実施状況について
 - （3）所管統計調査に係る民間開放の取組状況について
 - （4）その他
- 5 配布資料
 - （1）科学技術研究調査 民間開放の実施状況について（案）
 - （2）平成19年就業構造基本調査の民間開放の実施状況について（概要）
- 6 議事録

午前10時00分 開会

吉澤座長 おはようございます。ただ今から始めさせていただきます。

第5回統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会を開催いたします。では議題に沿いまして、まず議題1の科学技術研究調査の民間開放の実施状況について、資料1に基づいて事務局から説明をお願いします。

清水経済統計課長 それでは、資料1に沿ってご説明をさせていただきます。資料の前半は前回ご説明させていただいたものが中心ですので、要点をご説明させていただきます。

2ページをごらんください。ここに回収率をまとめております。まず、基準日時点の回収率は「大学等」を除いて平成17年の水準を上回り、督促回収率は、「企業等」で17年の水準を下回っております。その結果、全体の回収率としては、おおむね17年の水準と同じとなっております。

続いて3ページに照会対応状況をまとめております。19年の照会対応件数は、全体で18年実績の1.7倍となっております。このうち、国が対応した件数は、18年実績と比較すると4分の1となっております。

4ページに、督促対応状況をまとめております。今回の事業者の業務の進め方の特徴としては、はがきと電話による督促を数多く実施しているという点があります。はがきでの督促を5回行っており、これが基準日時点の回収の増大に貢献しております。また、電話による督促、客体不在の場合を含む督促件数は1万2,057件、調査客体不在の場合を除く督促対応件数は7,602件であり、18年実績の約4倍となっております。これに対して、今回事業者が行わなかった業務は「(ウ)調査票一式の再送付」という作業です。平成18年までは調査票未提出の調査客体のうち、企業に対して調査票等一式を一括して再送付しておりましたが、19年では行っていません。ただし、電話督促の過程で客体が調査票等を紛失していた場合に、業者からの連絡を受けて国が再送付した業務はございました。

続いて5ページ、事業者に照会を行った客体と事業者が電話督促を行った客体のうち調査票の提出があった客体に対しまして、事業者の対応状況についてのアンケートを実施し、その結果を6ページにまとめております。照会対応、督促対応ともに、各項目ともにどちらかといえればというものを含めて好意的とする回答が8割を超えております。

7ページからは、前回ご説明していない内容がかなり含まれております。まず、事業者が電話督促を行った客体のうち、調査票に記入不備があった30の客体に対しまして、督促において調査票の記入を軽視するような発言がなかったか、電話で聞き取りを行いました。聞き取りの結果につきまして、対応に問題がなかったものが24客体、白紙提出を容認する発言があったものが2客体、記入不備を容認する発言があったものが4客体ございました。

また、照会のあった調査客体が提出した調査票の未記入及び誤記入について、数量的検証を行っております。客体から回収した調査票のデータは未記入であったり、前年のデータとの間で比較をすることにより、異常値と考えられる場合がございますが、その場合に統計センター

または統計局が客体に照会して、データを入力したり修正したりしております。このようなデータチェックにより完成したデータを基準として、回収直後の問題点を見つけ出そうという試みをしております。

具体的な判定方法は8ページの表のとおりですが、チェック後のデータに数値がなく当初データに数値がない場合には問題がない、数値がある場合には誤記入、チェック後データに数値があり当初データに数値がない場合には未記入、値が異なる場合には誤記入、値が同じ場合には問題なしとしております。結果は、集計表3をごらんください。項目によって結果は異なっております。非営利団体・公的機関につきましては照会ありの場合、未記入につきましては件数ゼロ、誤記入につきましては「研究事務その他の関係者」が3件で最も多くなっております。大学等につきましても未記入は件数がゼロ、「研究関係従事者数」の合計欄の誤記入が最も多く5件、企業等につきましては未記入、誤記入ともに最も多いのが「営業利益高」、続いて「総売上高」となっております。

右側に参考のため、照会なしの場合の記入状況を掲載しております。未記入については企業等で、照会なしのほうが照会ありより割合は小さくなっております。

誤記入につきましては、項目によって、照会なしのほうが大きい場合と、照会ありのほうが大きい場合という特徴がございます。

資料の8ページには、これを受けた評価について記述しております。未記入、誤記入ともに件数が少ないので照会対応に大きな問題があったとは言えない、というふうに考えております。

続いて、実施経費についてまとめております。今回の業務の契約形態は調査票等一式の送付は単価契約、他の業務は請負契約としております。9ページには単価契約分をまとめておまして、合計で576万円かかっております。これに対して、請負契約分は合計で契約額が942万円、実施経費は1,592万円となり、実施経費が契約額をかなり上回っております。

実施経費の内訳を見ますと、内勤スタッフの人件費が契約額では120万円でしたが、実施経費では779万円となっており、内勤スタッフの実施経費が上回っていることが実施経費の合計額の上回りにつながっています。

この内勤スタッフに要した経費が契約額と大きく乖離した要因につきましては、10ページにまとめております。契約額算定時におきましては、調査実施期間全体で約120人日を配置するとしておりましたが、実際には調査票送付前の準備期間も含めて約500人日を配置することとなりました。また、1人日当たりの単価が実際には契約額算定時の1.5倍強となりました。これにつきまして、民間事業者は以下の理由を挙げております。まず、契約額算定時は、作業に

要する時間を算出して総配置時間とし、総配置時間をもとに必要な人員を算定したが、作業時間の算定が甘かったこと、さらに、回収率が伸び悩んだことを受けて9月以降に督促体制強化により、配置数を大幅に増員したこと、その際、電話を使用した業務の経験があるものという条件で採用するに当たり、契約額算定時の単価よりも増額したこと、ということです。

これらの結果を総合しての事業の実施評価として、まず、サービスの質の達成については、全体の回収率はほぼ目標を達成したということで、引き続き送付・回収、照会対応等にかかる業務について民間委託を行うことは可能と考えております。

なお、回収率につきましては、11ページに経緯をまとめております。7月ごろより回収率について17年実績値との差が出始めたため、逐次、民間事業者に注意喚起と回収状況に係る情報提供を行いました。9月初めには17年実績値を約7%下回る状況となりました。このため、民間事業者に対し改善を求めています。これに対して民間事業者は、9月に督促要員を大幅に増員して対応しております。平成20年度以降に実施する事業者に対しましては、早い段階から民間事業者に対して平成19年度の経験も踏まえた具体的な助言を行うこととしたいと考えております。

なお、回収率につきましては、基準日前後における回収目標のバランスは民間事業者の創意工夫が発揮されるべきものと考えております。全体の回収率のみをサービスの質に設定することとし、基準日時点の回収率及び督促回収率につきましては民間事業者に目標を提示させて、早い段階から連絡を一層密にして、その進捗を相互に把握していくこととしたいと考えております。

続いて、実施経費が契約額を大幅に上回ったことにつきましては、やり方でかなり工夫ができると考えております。12ページ初めに書いてありますとおり、人員の配置時期、採用方法、督促の方法等の工夫を効果的に行うことにより、経費の増加を抑えることが可能であったのではないかと考えております。

続いて、国の業務量については、ほぼ想定どおりですが、1つ問題がございまして、「9月以降、民間事業者が回収対策として国に調査票等の再送付を求める事態が頻発したことから、調査関係書類の再送付先の確認、封入、発送において当初の想定以上に業務が増加した」と書いてあるとおりで、このため20年度以降は民間事業者に再送付の見込み数を提示させるとともに、調査票等の再送付作業については民間事業者の業務とすることとしました。

その他については、13～14ページにまとめておりますが、民間事業者が督促業務において白紙提出や記入不備を容認する発言があったという結果を踏まえ、20年度以降は内勤スタッフに

対する教育、指導の内容及びその方法を具体的に提示させることとしております。ただし、調査票の未記入及び誤記入につきましては、必ずしも照会対応によって発生している現象とは限らず、また、照会があってから調査票を提出する客体は、照会がなくても調査票を提出する客体と比べて、調査に対する疑問や誤解を抱きやすい傾向にあるので、もともと未記入及び誤記入の可能性が高いという点にも注意が必要であると考えています。

未記入及び誤記入の検証は、今回が初めてですが、今後も同様に把握することにより、今回の結果との比較も可能になるものと考えております。

吉澤座長 ありがとうございます。それでは、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

舟岡委員 実施事業者はやはり統計調査を通常業務としての民間企業から受託する市場調査等と同じようにとらえ、取り組みが甘かったことがこういう結果になったのかと感じました。同社については、以前の試験調査の際は芳しくない調査結果でしたので、3度目になれば学習効果で十分に計画を練って対応してくれるのではないかと考えていましたが、結果について言えば、期待していたよりも良い結果であると評価します。1点気になるのが、8ページの上の表のチェック後データで「数値あり」の箇所です。当初データで「数値なし」、がチェック後に「数値あり」になっているケースが民間企業等についてある程度の数に上っていますが、ここについてももう少し精査したほうがよいのではないのでしょうか。

多分ないだろうとは思いますが、調査員によるメーカーの可能性を将来にわたって気にかける必要があるとすれば、この段階でこの食い違いの原因を明確にしておいたほうがよいのではないのでしょうか。

吉澤座長 今のチェック後データと、それから当初データの関係について、この点について何かありますか。

清水経済統計課長 誤記入につきましては、必ずしも事業者の説明の仕方が影響しているかどうかという点はわからない部分もありますが、できる限りこの要因を探っていくように努力したいと考えております。

吉澤座長 このチェックというのは、事業者から調査票が来た後で、どこの部門のだれがチェックし、どの時点で、機械を使っているのかいないのか、目視によるチェックなのかについて説明をお願いします。

滝口補佐 科学技術研究調査のデータチェックは、郵送調査になっておりますので、統計センターで各調査客体から郵送で送られてきたものを受付しております。それをOCR入力した

後、機械でチェックをするような形になっております。

吉澤座長 つまり、手書きで書いているものと、インターネットで来るものがあるのかもしれないけれども、調査票を書いた形跡だとかを見ているわけではないということですね。さきほどのメーカーということだと、調査票そのものの状況をめくって見ているのではないわけですね。全部OCRに読み込んでからの機械チェックですね。

滝口補佐 はい。要は郵送とそれからインターネットですので、メーカーということはまずないだろうという感じはあります。

吉澤座長 多分ないだろうと。何かのときにそれを抜き取りで調べることは可能ですか。こういうものは、なかなか後で調べるのは難しく、大体は告発があってわかることが多い話で、なかなかチェックではわからないところが多いです。

今泉委員 集計表3について、企業等のところですが、売上高と営業利益に未記入や誤記入が多いように思います。企業の立場から見ますと、資本金は書けるけれども、売上、利益が間違っている調査票が多いということにやや違和感があります。普通、自社の売上高、営業利益くらいであればわかるのではないかと思います。どの部門の担当者が調査票を記入するののかということは、企業内の話ですけれども、資本金は書けるのに営業利益、売上高が書けないというのがよくわかりません。この調査票を誰にどう送っている結果なのかというところを知りたいと思います。

滝口補佐 まず、企業について未記入ということですが、担当者が記入したものを提出する際、上司に上げた時点で、これは企業秘密だからという話があって出せないとか、社内方針として出せないというような回答を受け取ったようなところもございます。

ですので、私どものほうとしても未記入で来た場合には照会をするのですが、やはり、そういった理由で教えられませんという回答を受けるものですから、なかなか企業として厳しい面もあるようです。

吉澤座長 他によるしいでしょうか。

土屋委員 2点ありますが、1点目は13ページに、18年の国が実施したものと、今回19年の事業者が実施したものととの比較がありますが、今回事業者が実施した1つのポイントというか審査をするときの加点項目としては、従来2回だったはがきによる督促を5回行っているというのが特徴になるのかと思いますが、5回行ったことによるメリットが果たしてあったのかどうかということをきちんと検証すべきだと思います。というのは、今後、総合評価方式で審査をするときの加点項目として、仮にこの督促の回数を5回にしたところで意味がないというこ

とがわかっているのであれば、企画書で督促を5回、10回やりますと書いてきても、それは加点にはならない。むしろ、例えば回数よりもタイミングが重要だということが、今回の結果で検証してもし出てくれば、企画書にこういうタイミングで督促をしますということが書かれていれば、それは審査のときに加点になりますけれども、督促の回数だけでは加点しないという総合評価方式の審査のフォーマットをつくる、評価項目をつくるときにこういったものがプラス、マイナスになるかを見られるのではないかとということです。

もう1つは、集計表2のアンケート結果ですが、先ほどご説明ではほとんど8割、9割がよかったとか、わかりやすいというような形で、余り問題がないという説明でした。見方を変えれば、例えば集計表2の3の「オペレーターの調査協力についての説明内容はいかがでしたか？」といったところで、8割はわかりやすいのですけれども、残り2割はわかりづらいということになります。これが2割もあっていいのかという考え方もできるのではないのでしょうか。むしろここは、本当はゼロにならなければいけないものであるという考え方もできるのではないかと思います。

吉澤座長 ありがとうございます。参考4の最後に回収率の推移のグラフが出ています。効率もあるわけですし、最適な督促とは何かというの、今後よく審査しなければならないでしょう。

それから、アンケートの場合は、全体としては満足しているけれども、不満のものをどうとらえてやるかということにアンケートの意義があって、そういうところに改善項目があるので、そういう点を考えるというのは非常に大事なことです。

よろしいでしょうか。

舟岡委員 資料4に関係しますが、平成19年度の回収率を見ますと、最終段階後で事業者が追い込みをかけたということでしょう。追い込みをかけると、やはりミスが起こりやすく、また客体に対して不快感を与えかねません。ですから、目標回収率も段階ごとに提示したほうが、早めに対応してもらえていいのかと、このグラフの比較から感じました。

それから、7ページで、調査客体に対するモニタリングで、30客体のうち2客体が白紙提出容認、4客体が記入不備容認です。これらはそれほどたいしたことではないという話でしたが、比率からいえば低くない率です。この6客体を照会担当したのは同じ人ですか、それとも別の人ですか。

滝口補佐 今回、「科学技術お問い合わせセンター」という名称で民間業者にコールセンター的な照会対応と督促業務を行っていただき、そちらから督促の業務をした際に、こういった

ようなことがあったという話が6客体からあったものです。

舟岡委員 これは1人による問い合わせですか。

滝口補佐 そこまでは把握できていません。一応督促としては、提出されるまで何度もということにはなるのですが。

舟岡委員 事業者の特定の個人がこの6客体に対応しているということであれば、照会をした人の資質に関係するのでしょうか、どの照会者についてもこういう発言が一部でもあったということになりますと、マニュアル等の不備が考えられますから、ここはさらに詰めておいてもらったほうが良いのではないかと思います。

清水経済統計課長 いろいろご指摘をいただきましたが、土屋先生のご質問にありましたはがきによる督促の効果について、今回2回目の送付を7月2日に行いましたが、18年では7月25日に行いました。このように早い段階ではがきを送っていくことが、基準日時点の回収率の増加に結びついたのでないかと思っており、はがきによる効果はそれなりにあったと考えております。ただ、逆にそれで安心してしまって、最後に回収率が下がったのかなという面もありますので、やはり督促の回数とタイミングをセットで考えていくことが大事かと考えております。

モニタリングや満足度調査の中で、オペレーターの対応状況について問題があった点につきましては、私どもも問題であると考えておまして、民間開放という包括的な枠組みの中でそれを改善していくには、やはり教育の部分で具体的な内容についても審査をして、オペレーターそのものの質がかなり高いということを確認した上で委託をできるようにしていけたらと考えております。

回収率について逐次チェックをしていくべきであるという点については、今回義務ということではないですが、事業者からきちんと報告していただくことになっておりますので、連絡を密にしながらその辺の確認もしていく必要があるというふうに考えております。

吉澤座長 ほかに、どうですか。

大橋委員 今回の民間委託、サービスの質の確保、あるいは国の業務量の削減、あるいは合理化という点においては、私はいい結果を出したということで評価をしたいと思います。しかし、ここにも書かれているように、問題は事業者の赤字についてどう考えるのかということです。要するに、最終的にかかった金額が当初の契約より相当多かったということで、20年度の調査も民間委託するとしたら、こういう事態を生じないようにどういうふうにしていくかということです。19年度の場合には、人員の配置時期だとか採用方法だとか督促の方法が効果的に

行われるように、統計局は事業者に対してどのような指導をしたのか、あるいは生じている事態をウォッチしていて、そしてここはちょっとまずいというような指導をしたのかどうか、19年度はどのような指導をしたのか、あるいは指導をしなかったからこういうふうになったのか。

そうであるならば、20年度はどういった指導をして事業者に人員の配置時期だとか、あるいは採用方法だとか、さらには督促の方法が効果的、効率的に行われるようにするための措置を講じさせようとしているのか、その辺の方針や決意をお聞かせいただきたい。

吉澤座長 これについてございますか。

清水経済統計課長 11ページで少し書いておりますが、科学技術研究調査における民間競争入札実施要項の中に規定がありまして、それに合わせて私どものほうは最初の段階も含めて事業者から定期的に報告を受けております。また、状況が悪くなってからは改善策を求めることができるという規定に沿って、それを事業者に対して要求をしていった。また、事業者からもそういった報告を受けたというような経緯がございます。

ただ、業務がかなり終わりに近づいている9月に入ってからという状況で、そのころに何かを始めても、なかなか経費面での改善に結びつかないということがありました。こういった経験を生かして、次回は早い段階から事業者に示して、きちんと計画を組んでもらうということが大事かと思っています。

吉澤座長 これは非常に難しく、今後とも重要な問題ですけれども、オーダーするときどう事業者が見積もってくるのか、作戦的にどのぐらいコストを見て、どう算出したかということにも問題があるわけです。

はい、どうぞ。

川崎統計局長 事業者の指導というのは、非常に難しい概念だと思っております。確かに効率的にやってもらうように我々もいろいろな情報を提供しますし、そうしなければならないわけですが、そのもう一方で民間の創意工夫を生かそうと言っているわけですから、余りこちらが手取り足取りやって押しつけますと、逆にそういう指導ではうまくいかないということを事業者としてはあるかとも思うわけです。そこはある意味、結果を見るしかないかと思えます。途中経過をモニタリングしながら、やはり問題があるというときには問題があることを警告して、事業者が理解をすればそこで手を打っていくということしかないのだろうと思えます。そこはおのずと契約の範囲内で何ができるということで考えていくしかなく、その結果としてコストが余分にかかった場合は、申しわけないけれども、事業者のOWNリスクで済ましていく

というのが原則だろうと思います。事前に情報提供することでいかに効率的に業務に対応していただくかというのは、まさに民間の創意工夫であると思っております。その範囲内での指導といいますか連絡と、情報提供をしていくのが私どもの基本姿勢ではないかと考えております。

吉澤座長 よろしいですか。

高橋委員 まず1点目ですが、電話で照会対応しているということですね。これは、大きく人件費増につながる要因でもあります。最近民間では質問の電子メール受付というものを導入して来ています。公的機関でも導入し始めております。統計調査の民間委託の中でそういうことは民間の創意工夫に入るのか、そもそもできないということになっているのかをお伺いしたいと思います。

そういう事後の照会を減らすために、事前によくある質問、Q & AとかFAQという形でウェブに掲載しておいて、そこを見てもらうという形でのコスト減を図ることができると思うので、そういうものも今後の検討課題として入れられるかどうかをぜひご検討いただきたいということです。

2点目ですが、回収率を上げるということが目標であれば、そもそも今の調査形態でいいのかということも考慮の余地があるのではないかと思います。すなわち、今後テストをやっていく上で、インターネットを使った回収と実験をしてみるということもありえるのではないかと思います。私自身はこういう調査の対象となったときに、回答方法が選べる場合にはインターネットで返すことが多いですし、そういう時代になってきているのではないかと思います。また、パスワードや暗号化など、さまざまな技術が進んできておりますので、そういう部分でコスト減を図ったり民間の知見を活用したりしていくということが考えられると思います。

それから3点目は、満足度調査に関してですが、今回、自由記入欄に何が書いてあったのかということが細かくわからないのですが、先ほど座長もおっしゃいましたように、このフリーアンサーというのは非常に大事なので、分析をしっかりとっていただきたいと思っています。

今回は、お問い合わせセンターの対応が中心になっていますが、もう少し調査本体の回収率にかかわる部分、例えばなぜ提出が遅れたのかというようなことも調査していく必要があるのではないかと思います。

最後に、先ほど舟岡委員がおっしゃいましたように、3度目ぐらいになれば習熟していきだろうと、私もそのように思います。ただ、今後、これは競争入札を前提としての実験だと思えますので、最低価格方式じゃなくて総合評価方式でいくとすれば、落札者が固定されるということが考えられるのではないかと懸念しております。すると、この調査はこの会社、

この調査はこの会社ということで、競争入札自体が成り立ちにくくなる恐れはないのか、この辺を含めて教えていただきたいと思います。

吉澤座長 最後のところは、後で参考のご意見として検討していただくことにします。

清水経済統計課長 まさに高橋委員のおっしゃるとおりです。まず、インターネットとの関係ですが、調査回答はインターネットによる回答も可能となっています。また、照会対応についてもeメールでの問い合わせも可能ということにしておりますが、回答のない企業は、こちらからアクションをかけないと動いてくれないということもございますので、電話対応はそれなりに効果のあるものと考えております。

川崎統計局長 インターネットでの回答率は何%ぐらいですか。

清水経済統計課長 現在36%です。

吉澤座長 皆様のご意見を伺って、この報告内容はこれでいいと思いますが、修正字句などがあればこの中に書き込むということにし、後は所要の手続でこれを進めていただくということとよろしいでしょうか。

それでは、議題の2に移りまして、平成19年就業構造基本調査の民間開放の実施状況について、資料2に基づいて事務局のほうから説明をお願いします。

柴沼補佐 それでは、資料2に基づきまして説明させていただきます。

先ほどの科学技術研究調査は19年に実施いたしました国直轄のものでございますが、地方公共団体で法定受託義務として実施しているものについてのものが、この資料2でございます。福井県越前市におきまして、平成19年就業構造基本調査の民間開放を実施していただきました。

なお、平成19年の5年ごとの大規模周期調査につきましては、ほかに全国物価統計調査もございましたが、こちらは越前市が調査地域になっていなかったということで、就業構造基本調査のみ実施されたということとあります。

委託の内容でございますが、SRCが総合評価一般競争入札方式により越前市において選定されました。対象業務につきましては、調査準備、調査票の配布・収集等、いわゆる調査実施に係るものについては原則、包括的にやっていただくという形です。全調査世帯からの有効調査票の回収、それから未記入・誤記入の防止、また、未記入・誤記入があった場合には、越前市は事業者にも再度作業をやっていただくというような契約にしているところでございます。それから、秘密の保護等は当然ながら義務づけをしているということです。

業務の詳細につきましては参考2に、一般的な業務内容を上段に、それから今回行った業務内容を下段にまとめておりますので、そちらのほうもごらんください。網掛けの部分を見てお

わかりのように、包括的に事業者にやっていただいたということです。他方、越前市のほうでは入札・契約を最初に行う必要があります、そのところが一般の場合と違ってきます。

調査員の確保に当たりまして、越前市統計協会を通じまして事業者に市の登録調査員を案内し、同意の得られた調査員の中からSRCが10名を活用しました。全調査員27名のうち10名が市の登録調査員の人ということです。それから、実施準備の段階では、越前市ではケーブルテレビを整備しているということで、それを使った市の広報等や、市庁舎の会議室を無償貸与し、そこに実施本部を設けるといった形で、越前市ともある程度連携しながら業務がなされたということもありました。

1枚目に戻っていただきまして、その実施状況につきまして説明いたします。委託業務は既に終了しまして、大きな事故等もなく調査が行われ、調査票は越前市から福井県、さらに国に提出され、平成19年就業構造基本調査全体の製表作業が進んでいる段階です。その段階でモニタリングや検証に取り組んできたところですが、越前市からの報告を含めまして、今までの情報に基づきポイントを整理いたしました。

質の確保の面について、まず回収率、記入状況といったところが調査の実施状況を見る上ではポイントになってくかと考えております。全国の回収率、あるいは福井県の回収率といったデータはまだ得られていない状況であります。そういう中で今回は、比較対象として越前市に隣接する鯖江市にご協力をいただきまして、比較するというをやっております。

これを見ますと、回収率では越前市が93.6%、鯖江市が93.4%ということで、この面では大きな問題が見られるような状況にないということが言えるかと思っております。なお、この数字は暫定のものであり、今後変わることがあります。

次に、記入状況につきましてですが、通常、一連の業務途中で調査票を抜き出してのデータ検証は難しいのですが、今回は特別に、越前市と鯖江市につきまして、作業の途中段階にある調査票データをチェックし、どの程度作業がなされているかということを検証する作業を行いました。これによる数字が、ここに書いてあるものです。どの程度記入不備の調査票が全体の中であったかという数字でございます。

これで見ますと、越前市の場合は事業者がチェックを終えたということで越前市に納品された段階で、本来だったら見つけられるかというような記入不備が17.3%で、その後越前市で検証等を行い、ある程度業者にやり直し等もやっていただいて、最終的には若干減りまして、福井県に提出された段階で16.1%ということになっております。鯖江市につきましては、やり方が違うので完全な比較はできませんが、指導員の提出時が似ているところに当たるので、その

時点で、40調査区の中から5調査区を抽出してデータをとって見たところ、14.3%となっております。鯖江市につきましては、最終的に県に提出された段階では12.1%でありました。

この数字が高いか低いかということもございますし、記入の不備につきましては世帯側の側面もあるかと思っておりますので、詳細をさらに分析しなければということもございますが、現時点におけるデータからは少なくとも大きな問題があるとまでは言えないかと思っております。

次に、調査対象世帯の反応につきまして、民間だから調査はおかしいとか、何で民間が来るのかというふうな世帯側の拒否を心配しておりましたが、そういったものは特段見られませんでした。拒否があるとしてもむしろ一般的な理由で、こういう調査そのものをやりたくないというようなものとの報告を受けております。質の面につきましては以上でございます。

次の、効率化の面ではどうであったのかについて、越前市における所要経費、業務負担のポイントをまとめております。まず、業務に要した経費ですが、越前市への予算額、これは委託費交付額ということになりますが、その範囲内で入札を成立させております。その際、予算額よりは19万円下回ったということになります。

他方、経費面以上に、業務面でどの程度の減になったかというのが、恐らく地方から見るとメリットの中心になるかと思っております。その点につきましては、越前市の大まかな評価によりますと、総合評価方式の入札事務の負担とかが従前にはない業務量の増加の要因になったものの、審査事務は事業者が行い越前市は納品チェックをするというやり方をとったことによって軽減を図り、もちろん調査票の配布・収集につきましても従前よりも負担が軽くなっております。トータルで見ますと、市直轄で調査した場合の9人月程度から、今回は6人月程度に業務負荷が軽減されたのではないかと聞いております。

なお、受託事業者における所要経費につきましては、越前市から提供された事業者の報告を見ますと、事業者では契約金額をかなり上回る費用が発生したとのことのように思います。これにつきましては、事業者側の詳しい事情を把握することが難しい面もあり、評価しにくいところもございまして、全体で直接経費が500万、社員人件費が415万、合計で915万6,000円の経費がかかったという報告を受けています。

これだけの費用がかかったかにつきましては、1つは、正社員で本社部長級の社員2名を含む正社員の稼働コストに比較的単価が高い額を計上していることが、この大きな数字につながっているのではないかと推測されます。もう1つは、この事業者が福井県に拠点を持っていなかったことも関係しているかと思っております。今回、業者が地元で拠点を置いていなかったために、越前市に実施本部を設けてかつ社員を1名常駐させる体制を組んだという事情があり、交通費

や拠点への常駐コストなどが高くなってしまったということもあるのではないかと考えております。

現時点で把握している調査の実施状況は以上のとおりでございます。

吉澤座長 今のご説明についてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

大橋委員 細かい点ですが、2枚目の業務負荷について、市職員の業務負荷はおおむね3分の2程度になったと書いてありますが、これは新たに生じた総合評価の業務負荷も含めて3分の2になったということですか。

柴沼補佐 さようです。

大橋委員 そうすると、逆に言えば従来やっていた審査事務の負担軽減というのは大体どの程度になりますか。

柴沼補佐 トータルで3分の2ということで越前市から報告を受けました。調査をやっている最中に、他の業務と区分して調査業務の時間をはかるという形でデータをとれないものから、すみませんがそのデータはいただいていません。

一応、参考6のほうにイメージ図を載せております。正確な人数が割り出せないものですが、イメージということで恐縮ですが、上の従来のやり方でやったとした場合はこれぐらいの業務量であったらというものが、面積として下のものぐらいになったらということなんです。

審査の部分につきましては、担当職員のやっている分の業務量も減っている上に、従来は担当者以外の市職員あるいは賃金職員を動員してやっておったわけですが、今回は事業者がやることになりますので、従来よりも減って、全体として負担軽減になっています。

吉澤座長 平常的にはちょっとわからないですが、入札・契約に係る事務というのはずっと長くやるわけではなくて、6月のある期間だけで終わってしまうわけですから、そこでは何人か必要であるかとしても一時期なことですから1人月とか、多くても2人月程度が余分にかかるようになったけれども、そのほかのところでは減ったという感覚ですかね。

大橋委員 総合評価で入札すると、結構、業務負荷が大きいと思います。改正後も同じことでしょう。単に金額評価だと非常に簡単でしょうけれども、総合評価としてやっているから少し人的負担が大きいのかもかもしれませんね。

吉澤座長 ほかにはありますか。

舟岡委員 参考3ですが、事業者の調査員による調査票の検査と、社員・S Vの行う調査書類の審査とありますが、この内容の違いはどうなのでしょう。

以前、検査と審査という言葉を使い分けましょうということで、そうしていただいたと思い

ますが、従来は指導員による作業も検査と言っていたかと思えます。鯖江市の場合は検査となっています。検査の後に、審査は市が行う。今回、民間開放で調査を行った場合、市は調査票の審査をしないのでしょうか。

次に、参考5の資料で明らかに違いが出たところが、下から2つ目の「国・県・市の統計調査員と民間調査員のどちらがよいか」というアンケートで、「どちらでもよい」という割合が越前市で高くなっていますが、このように回答した人がその上の質問の「民間の調査員であることを知っていたか」と組み合わせるとどうなるのか。調査員がどういう人か知らなかったけれども、実際に調査に対応したら国の職員、県の職員、市の職員による対応と変わらなかったからどちらでもよいという回答になったのか。同様に、「調査員が配慮すべき点」とも合わせてクロス表があると、より分析が精緻に行われるのではないかと思います。

もう1点は、1ページ目の記入状況について、先ほど越前市で民間開放等を実施した結果、官が実施した場合と余り違いがないの説明でしたが、私は違いがあるのではないかと見ています。今回27名の調査員のうち10名が市の登録調査員だったということですが、登録調査員であったか否かによっての記入不備の状況というのは明らかになりますか。やはり調査員の質とも絡みますので、そこについては民間開放の場合に十分考える必要があるだろうと思います。

以上です。

吉澤座長 簡単に答えていただけますか。

柴沼補佐 3点目と1点目について説明いたします。まず3点目ですが、審査、検査につきましては基本的に調査票を目で検査し、検査要領に従って、記入漏れがないか、あるいは目でわかる誤記入はないかというものを捜していくという作業です。それを調査実施段階では、通常、段階を踏んでやっていただきます。さらにそういったチェックを経て集められた調査票につきましては、統計センターでプログラムをつくってコンピューターでチェックをかけて、さらには専門的なチェックをかけていくといった工程に進みます。調査実施段階では、そこに至るには目で検査して、記入漏れ等があったらば世帯に照会して埋めていただくといったことが、調査実施段階での業務となります。

その業務につきましては、担当者がわかるわけではございませんので、調査員別の数字をとることは難しいかと思っております。どの調査票をどの人が検査したかというところまで、残念ながらわかりません。

それから参考3の詳しい中身ということでしたが、通常の官が行った場合ですと、検査の要領に基づいて調査票を検査する作業をまず調査員が行い、その後指導員が行った上で、市に提

出されて、市でさらにチェックし、それで県に提出されるという手順を踏みますけれども、民間事業者が実施する場合は、市がチェックする分も民間事業者が責任を持ってやってくださいとしているところです。

その作業をきちっとやっていけるかどうかを担保するために、市の側で納品物をチェックするという納品検査の手続を設けまして、抜き取り検査のようなことをやって、調査票の審査をきちんとやっているかどうかをチェックしました。その結果、作業のやり直しも含めて、最終的には、越前市の場合は記入不備が16.1%で、鯖江市のほうは12.1%という結果になっているところです。

この差が大きいのか小さいのかということではありますが、例えば全国の状況はどうであったかというデータを得ることは難しく判断しづらい問題です。普通、調査票は、市で審査し、その後、県の審査なども入ってから集まってまいりますので、どの段階でどの主体がどこまで作業したかというデータは通常なかなかとれません。しかしながら、今回は特別にこの2市に協力をいただいてとったものでして、大きな差が出ていないのではないかとみているということです。この差が全体の中でどの程度のものかということまではわかりません。

もう一つ、この記入不備の数字というのは、全体の枚数の中で1カ所でも記入不備があるものの割合ということでデータをとっておりまして、各項目につきどのくらい、1枚につきどのくらい不備があったのかといったところまでは、まだデータがとれておりません。そういったことも含めてもう少し精査が必要かと思っております。

吉澤座長 今のところでは、その程度の分析ということですね。

どうぞ、土屋委員。

土屋委員 調査員に関連して、参考7に今回の調査員が27人で、うち民間17人、登録調査員10人とあります。結局、民間では27人を確保しきれなくて登録調査員に頼らざるを得なかったということだと思いますが、その下にありますように、1人が1調査区ということは、従来の調査では54人の登録調査員が必要ということだったのかと思います。ということは、今回の調査に協力した10人を引いた残りの44人の登録調査員の方というのは、今回の民間委託したことに関してどのように考えているのでしょうか。仮に、幾つか話がありましたけれども、「官が行うのであれば自分は調査員としてやっていくが、民に委託するならもうやらない」ということであれば、登録調査員の制度が崩れていってしまうのではないのでしょうか。民間だけでは確保しきれなくて登録調査員に頼らざるを得ないのに、その頼る先の登録調査員のほうが崩れていってしまったら、もう調査員の確保ができなくなるのではないかと心配です。残りの44人の

方たちというのが実際どう思っていたのかはわからないかもしれませんが、印象としてはどのような感じでしょうか。

小澤専門官 残りの登録調査員の方は、統計協会を通じて打診されたわけですが、市行政への協力・貢献という気持ちでやっているのであり、民間に雇われてということまでしたくないという意識がかなり強いという感触です。今回協力された10名の方についても、どちらかというところ、職業という感覚で協力をしたというよりも、市の委託ということで民間に協力するという感覚が強かったと感じております。

それと報酬の面につきましても、聞くところによりますと2調査区を担当したから2倍の報酬にはなっていないということですが、交通費が実費で支給をされているということで不平もなかったのではないかと思います。特に登録調査員10名の方については、職業としてではなく協力意識が高いから参加してくれたというふうにご理解していただいたほうがよろしいかと思っております。

柴沼補佐 先ほどクロスデータがあるかという舟岡先生からのご質問ですが、集計はしていないようです。

吉澤座長 従来の体制の中での調査、関係というのも重要なことの一つではありますがけれども、いずれにしろ民間に雇われるという意識よりは、最終的な仕事のミッションが公的統計のために働くことであるとの使命感を持ってもらうことは、たとえ民間の調査員であろうと登録調査員であろうと同じだという意識をよく普及しておくことが、重要なことの一つと思っております。

ほかに、委員の方で何かご意見、お気づきの点がありますか。よろしいでしょうか。

先ほどの第1の議題のときと、この実施状況の報告の形式とは違うのですが、この種のことに通ずることとして、私の感想として2点あります。1つは事業者に対して要求した事項、これは実施要領という形で出しているわけですね。品質管理的な契約の言葉を使うと、発注側がどういう要求を受注側に出したか、そしてその要求事項がきちんと守られたかどうかという評価です。実施結果としては、両方とも、例えば品質の面とかその他では、大体要綱が守られたという形の評価でいいと思っております。

もう1つ、今度は要求のほうが適切であったかどうかというガイドラインの作り方とか契約の仕方とかその他で、そこが適切であったかどうかという評価もあるわけで、そういう評価をきちんと残すのがいいかと思っております。

この両面から見て、大体予定したところはできている、ただ、将来の問題としてはこういう点が残っているというような形で整理していただけるといいのではないかというのが、全体と

しての印象です。

今泉委員 先ほどの調査とも絡みますが、単純に見て、受託事業者が、科学技術研究調査と就業構造基本調査の両方を請け負うことで、合計約1,200万円の契約額に対して、約2,500万円のコストがかかっているということがなかなか考えにくいところがあります。今後、この事業者にとって、指定統計調査を受託した実績があるということがPRになるならば、当然そのコストということではあると思いますが、民間開放の議論としては、多くの事業者が創意工夫あって競争的な環境を整備していくことが、そもそもの理念であるわけで、今回の請負金額と実施経費を表面上見たときに、ほかの参入を考えているような企業や事業者がどう見るでしょうか。

今回の越前市のケースだけでも267万円の契約額に対して915万円の経費がかかったということについて、ほかの事業者がどう見るのか。今後、継続的に民間開放を進めるということであれば、健全な仕組みという視点で考えたときに、改善すべきところがないのか、課題が残ると思います。

吉澤座長 それに対しては、後で。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 私も素朴に同様な感想を持ちました。1つ目の案件は2社入札してきて、これに決まったということで、2件目のほうは聞き漏らしてしまいましたが、どういう会社がほかに入ってきたのかということをお伺いしたいところもございます。

というのは、今回の事業者は、かなり公的な調査ものも受けてはおられるようですけれども、事業所は東北、静岡、名古屋、大阪、岡山、広島で、北陸にはありません。しかし、北陸の市の仕事なども受けたりしている様子なので、今後拠点をつくるというような戦略もあるのかと感じました。おそらく、こういう自治体の仕事というのは地域活性化にもつながってきますので、民間開放の中には地域の企業が競争できるような環境を整備というのも、ある程度必要ではないかと思っています。2件目についてほかの業者がどういう業者だったのか、1件目も件数しか聞いておりませんので、どういうところが入札してきたのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

柴沼補佐 まず、入札の状況ですが、越前市におきまして2社ですけれども、複数の事業者が応札していたということです。総合評価一般入札によって決定したと聞いています。他社の名前につきまして、その社の企業秘密にかかわるかと思いますが、お答えは差し控えさせていただきます。

それから、事業者のコストの評価については、事業者の経営上の考え方といったものもあるのかもしれませんが、どう評価していいのかが難しいと思っているところです。

事業者の側にいろいろ考えもあろうかと思いますが、一つは、これが全国初の取り組みということですので、事業者の側も越前市の側も力を入れてやったというようなことがございます。その辺の事情も踏まえて、今後同じようにずっとやっていけるかどうかということを考えていく上で、少し考慮に入れる必要があるのかなということも考えています。

吉澤座長 どうぞ。

舟岡委員 この受託事業者が支払う調査員の手当は1客体当たり500円程度ですが、ほかの市町村を通して支払われる手当は1客体当たり幾らでしょうか。だいたいの数字で結構なのですが。

1客体当たり500円ということだと、おそらく、志の高い人が、調査員をボランティアとして引き受けて汗をかいている。多分、統計協会等から協力を頼まれて今回に限って調査員を引き受けたということではないでしょうか。こういうかなり無理をしながら調査を担っていくということになりますと、将来的には品質面でのいろんな問題も出るでしょうし、先ほど土屋先生がおっしゃいましたように調査員の確保がままならなくなるだろうと思います。いかがでしょうか。

吉澤座長 今後、調べてもらうことにしたいと思います。議題2についてはこの報告の概要について、今後、今回のご意見を入れていただき、きちんと報告にまとめてもらうことにしたいと思います。

それでは議題3、所管統計調査に係る民間開放の取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。

杉山調査企画課長 それでは説明いたします。この資料は、統計局が実施しております民間開放の取り組みの全体像を整理したものであるということでご理解いただきたいと思います。

まず、取り組み方針ということで、所管統計調査の業務内容について説明しております。調査の特性ということで、当局の調査が社会経済の状況を把握する上での基礎資料として幅広く活用されるということで、質の確保が極めて重要となります。それを確保するために未記入、誤記入を防止するための丁寧な説明とか、多段階にわたるチェックを行っているところが特徴で見られます。

また、当局は地方支分局がございませんので、直轄でやっているここに掲げる3調査を除きまして、すべて地方公共団体に委託してやるという法定受託事務の形でやっており、これが特

徴的なところ です。

法定受託でやる趣旨としましては、地域を熟知しておりまして調査対象となる国民、企業にとって身近な存在である地方公共団体を通じて実施することが、調査の効率的、円滑な実施に寄与するという考え方に基づくものでございます。

統計調査の業務内容について全体像を整理しております。(1)の調査の企画・設計から(4)の分析・公表まで4段階で構成されるものでございます。このうち(1)につきましては、特に指定統計調査の場合には政府の責任を果たす上で民間委託は不適當ということで整理しております。これは2年前の研究会でこのような結論を出して、それに従ってやっているものです。

それから(3)につきましては独立行政法人統計センターがあり、そちらに実施していただくということで、我々が民間開放の対象として考えるのは(2)の調査の実施、実査のところということになります。

この実査業務について厳密に言いますと、統計局が直轄で行っている部分と地方公共団体に委託する部分と2つに分かれ、委託の対象となるのが、番目の「調査の広報」から番目の「調査票等の審査・提出」までを含めた部分ということです。これを包括的に委託する場合には民間開放と呼んでおります。部分的に委託するものは、従来からも幾つも行っておりますが、そこは委託と開放という用語を区分して整理しています。

そういう調査業務内容の全体を踏まえた上で、民間開放の取り組み方針であります。これは、公共サービス改革基本方針というものが閣議決定されていまして、それが一応政府の方針としてございます。そういったものに基づきつつ、特に当局ではほとんどが指定統計でありますので、指定統計調査につきましても計画といったものを平成18年10月に作りまして、それに基づいて実施しています。

その中では大きく2つの方針を出しています。まず、国直轄調査です。

これにつきまして、指定統計は科学技術研究調査しか該当がありませんので、その具体的な手順を整理しております。18年度に入札を実施して19年調査から開放するということです。その中身が会議冒頭に説明のあった中身であります。

繰り返しになりますけれども、調査票の送付開始から照会対応までを包括的に開放ということで、19年度は単年度契約、20年度以降はこの計画段階では総合的に検討するというにとどめております。その後、この計画を踏まえまして、それぞれ政府部内で検討したところ、その年の12月に出しました公共サービス改革基本方針の改訂版におきまして、点線で囲った部分の形

で計画が定められました。

さらに、今後この科学技術研究調査をどうするかという方針は、昨年の12月にまた閣議決定されておりまして、結論としましては、契約期間は2年9カ月間とするという複数年度契約になります。それから業務の委託、開放範囲に調査関係用紙の印刷を含めるということで、大きく2点、新しく決まったことがございました。

次のページ、4ページをごらんください。指定統計の開放につきまして直轄については以上ですけれども、当局では承認統計なるものも行ってございまして、これは申告義務がかからないものです。承認統計であるサービス産業動向調査につきましては20年度から開始される新しい調査です。こちらにつきましては2年前の公共サービス改革基本方針で民間開放するということが決まっております。民間開放について検討します官民競争入札等監理委員会の統計調査分科会という検討の場があり、検討の結果、結論としては開放をしますということと、入札は会計法に基づく手続で行うということで方向づけられました。それがさらに、昨年の12月の公共サービス改革基本方針におきまして、開放する範囲としては実査業務を全部含むということ、それから適用する法律につきましては、初回は会計法で入札するけれども、二回目以降どうするかについては22年5月末までに結論を得るということで検討課題が与えられています。

当局ではもう1つ承認統計調査で家計消費状況調査を13年10月から行ってございまして、これにつきましては、開始当初からかなり幅広く、実査から製表までを含めて民間に委託してやっております。ただ、この調査では17年に受託側の調査員による不正行為がありまして、そのため一旦その事業者との契約を打ち切りまして、新たに別の2社と契約して今に至っているという状況です。

これにつきましても統計調査分科会で検討してもらい、一応方向としては20年4月、現行2社の契約の切り替え時期に新しい枠組みで行うということで、ここの点線で囲ってあるとおり、監督・モニタリングの強化などをしながら、製表業務は委託対象業務から除外して総合評価一般競争入札方式でやるという方向が出されました。

これに基づき、家計消費状況調査につきましては、既に入札手続を経て落札事業所が決まっております。なお、サービス産業動向調査につきましては、現在入札手続を進めているところであります。

それから、大きな2つ目の地方経由調査についての基本的な考え方があります。全国規模で一律に民間開放を実施するというのを考えた場合、その前提として全国を通じて調査を適切に遂行し得る民間事業者が安定的に存在することが必要になります。しかしながら、現時点で

はそのような前提を満たす事業者はいないということです。この根拠としましては、2年前の研究会で議論したことの内容です。

業界団体からヒアリングをしたところ、確実に実施可能な調査対象数が1～2万程度でしょうという話がありましたが、この規模に相当するものは、当局の場合ですと科学技術研究調査の2万客体系、個人企業経済調査の4千客体系ぐらいで、あとの調査はこれを大幅に上回る大規模な調査であります。

それから、18年度に個人企業経済調査については試験調査をやって実際に質の確保ができるかを検証したところ、全国一括の委託では質が十分に確保できなかったという結果が出ておりまして、それらを踏まえまして地方経由調査につきましては当面は地域単位で民間開放を行います。そのための環境整備を国がするというので現在動いているものであります。

続いて、2年前の公共サービス改革基本方針の改定におきましては、19年度から民間開放を地域単位でやることを可能にするための必要な措置を講ずると決まっております。

以上が、私どものつくった方針、あるいは閣議決定等のあらましであります。

これらの方針に基づいて実際、具体的に何を行っているかということですが、まず国直轄調査です。科学技術研究調査につきましては、19年調査から民間開放の実施は公共サービス改革法を適用ということで、SRCに委託して実施したところですが、その実施状況につきましては会議冒頭に申し上げたとおりであります。

20年から22年の調査につきましては、現在入札公告をして、入札手続を進めているところがあります。これは引き続き、公共サービス改革法に基づく民間競争入札として実施するものがあります。変更点は先ほど申し上げたとおりです。

サービス産業動向調査、それから家計消費状況調査、それぞれ先ほど申し上げたとおり、今あるいは既に入札手続は進んでおり、終わっております。

次に、地方経由調査であります。19年度の民間開放の状況につきましては、18年度から環境整備を実施し、就業構造基本調査及び全国物価統計調査につきまして、関係政省令等の改正をして包括委託が可能な形にしております。各都道府県あるいは市町村に民間開放のお願いをしたところ、福井県越前市で民間開放を実施したということですので、実施した結果は先ほど説明したとおりです。

20年度の取り組みでございますけれども、これは個人企業経済調査と住宅・土地統計調査の2調査につきまして対応いたしました。まず前の年度に当たります19年度におきましては、試験調査におきまして川崎市を対象に民間委託の実験を行いました。その結果を踏まえて今後の

検討に資するということしております。

それから、両調査につきまして関係政省令を同様に改正しまして、環境を整備したといったところでございます。ただ、この2調査につきましては、民間開放の実施の意向を表明するところは今のところ出ておりません。

地方公共団体が民間開放の実施に慎重であると考えられる背景にあるものということで、これは意向確認の際に地方から出てきた意見等を整理したものでございますけれども、質の確保への懸念でありますとか、あるいは業務上のメリットが測定しにくい、あるいは受託可能性が懸念されるといった事柄が示されております。

最後に、このように環境整備やそれぞれ地方公共団体の意向あるいは実施状況を分析しながら、今後どうするかということをもとめました。

実は新しい動きとして、統計委員会が昨年10月から動き出しており、統計行政の観点から民間開放のあり方について審議を開始しております。具体的には、今度、基本計画をつくるという動きがありますけれども、その検討の場として第4ワーキンググループというものがつくられまして、そこで民間開放について議論されております。審議結果は夏ごろに報告としてまとめられて、最終的には来年春ぐらいに基本計画の形で閣議決定される予定です。

ご参考までにお手元に「参考 統計委員会関係資料」がお配りしてあるかと思えます。この中に「今後の検討に当たっての基本的な論点等」があります。これは第4ワーキンググループの第1回会合の資料でございます。ここにおきまして、今後の検討に当たっての基本的な論点が掲げられ、民間開放の概念等の整理、民間開放のメリット、デメリットなどを整理されると聞いております。それから統計調査のうち、民間開放に適する調査と適さない調査等の明確化ということで、民間開放の一連の問題点やその他民間開放の妥当性を吟味するための観点が明示されているところでございます。

私どもとしましては、引き続きこの第4ワーキンググループの動きなどをフォローしながら、今後の民間開放について考えていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

吉澤座長 それではご意見、ご質問、この資料について、今の報告について、ありましたらお願いします。

民間開放についてもいろいろな意見や議論のある中を、ここまで進めてきたということで大分学習をしてきたという感じがあります。問題点も試してみないとわからない点があって、この数年の間にずいぶんいろいろな課題が見えて来たと思います。逆に言えば、懸念もいろいろ

あるかもしれないけれども、うまくやれば物によるでしょうが効果があるかもしれない面もできるかと思います。

こういうことを通して新しい刺激があって、調査全体の進め方について改めて考えるチャンスにはなっています。そうしないと、大体昔の人が作ってくれた仕組みをずっと続けていくということになってしまう。維持管理も統計に関しては非常に重要だけれども、今回の検討が新しい刺激になっているという感じがして見ております。

大橋委員 細かい点で、言いがかりみたいになりますけれども、「当面、現行の法定受託事務の仕組みを基本とした上で」と書いてありますね。この「当面」とある意味は、ひょっとしたらというか将来、国直轄事務にしていくということも考慮しているということですか。同時に、この「当面」はいつごろぐらいの期間を考えていますか。

それから、地方公共団体の方がなぜ慎重かの理由が幾つか書いてありますけれども、特にこの「質の確保への懸念」のうち、「調査客体からの信頼・協力を得られるか」については、かなり地方公共団体の方は偏見をお持ちになっているようなので、そういう偏見を是正させていかなければならないと思います。

今日のご説明でも、アンケートで調査客体のほうは「国・県・市の統計調査員と民間調査員、どちらがよいか」という設問に対して、半分以上の方は「どちらでもいい」と言っているわけですね。つまり、調査客体の立場から見れば、「民間の方が来てもきちっと協力しますよ」ということを意味しているのではないのでしょうか。これとは反対の意識が地方公共団体にあるとすれば、それは偏見だろうと思うので、ぜひそういうものは正していかなければならないと思っています。

以上です。

杉山調査企画課長 「当面」についてですが、これは明確にいつまでというところまでは決まっておりません。ただ、この方針を出した前提が民間の事業者の実態を踏まえてのもので、民間事業者の実態が変化してくれば当然、それに合わせた対応が必要になるという問題意識でございます。

大橋委員 法定受託事務以外の仕組みというのはどういうことを考えていますか。国の直轄事務にすることですか。今の流れから言えば、それは無理ではないでしょうか。地方分権改革推進委員会が厳しく旗を振っている地方分権の流れの中で、現在、法定受託事務を国直轄事務に変更するというのは、今の流れの中では極めて困難だと思います。

下河内統計調査部長 地方分権の流れは、自治事務と法定受託事務に区分されておりまして、

法定受託事務につきましては国の事務でありながら地方公共団体に実施してもらわないと事務は進まないという意味で、そういう意味では限定的に列挙されているものです。今後、法定受託事務を新たに追加するということにつきましては、かなり厳しい状況にあると思っていますけれども、逆に現在地方公共団体に実施していただいている事務を引き取りまして、国が直接実施するということにつきましては、地方公共団体側もしくは地方分権改革推進委員会側は抵抗ありません。ただ、私どものほうで、現地でやっていただかないと難しいということですので、当面はやはり今の方式でという思いで、「当面」という書き方をさせていただいております。

大橋委員 地方公共団体から、統計調査については法定受託事務を返上したいという要望という意向が出ているのですか。

下河内統計調査部長 今のところ、そういった要望は出ておりません。ただ、法定受託事務等の中で、先ほどお話がございました登録調査員の確保がだんだん難しくなっている、あるいは調査環境が厳しくてということで、例えば今回のように法定受託事務の中でありながら民間を活用できるような取り組み、あるいは一部の業務を民間委託できないかとか、そういった声は出ております。調査環境が悪くなって、実際に統計関係の職員の方が合理化により減ってきていることもあって、何とか事務の効率化なりをできないでしょうかという意見はございます。

もう1つは、私どもも新しい統計調査等に国全体で取り組むことになっておりますが、新しく法定受託事務として地方公共団体をお願いすることにつきましては、かなり厳しいという状況にございます。

杉山調査企画課長 あと、2点目のご質問に対しましては、ご指摘のとおりでして、私どもとしてはできるだけ客観的なデータに基づいて、市町村の方々あるいは都道府県の方々に説明していきたいと思っています。

吉澤座長 この議題についてはそういうことかと思えます。

この懇談会の開催は今年の3月までとなっております。今後のことについては事務局とも相談して決めさせていただき、委員の皆様には必要に応じて事務局から連絡するというところでお願いしたいと思います。

長時間にわたりまして、大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。最後に川崎局長から挨拶がございます。

川崎統計局長 今年度の最終回ということでもありますので、一言私からお礼を申し上げます。

いと思います。

本年度はこの懇談会、5回にわたりまして大変タイトなスケジュールの中で対応していただき、また先生方にはお時間を割いていただいて本当にありがとうございました。大変貴重なご意見を賜りましたので、これをまた我々、今後に生かしていきたいと思っております。

統計調査の民間開放につきましては、この懇談会の先行の研究会もございまして、足かけ3年にわたり研究し、またいろいろお知恵をいただいておりますが、この1年間だけでも随分密な議論をいただいたと思っております。改めてお礼申し上げたいと思います。こういう経験を通じまして改めて感じますのは、やはりいろいろな実験や経験の蓄積が大事であるということだと思います。この経験を、先ほども紹介がありました統計委員会などの場でも紹介をしていきまして、できるだけ多くの方に見ていただいて、統計局の特定の統計調査ということだけではなくて、国の他のさまざまな統計調査でもこの知見を生かしていけるような形に持っていけたらと思っております。いずれにしても、私どもの使命としましては、統計の効率性も向上しなければなりません、正確性、信頼性も維持するという、両方のバランスをとっていかねばいけません。また、こういったことを通じまして、できるだけよい統計をつくっていくというように努めてまいりたいと思っております。

今年度の研究会は今日で最終回ということではございますが、今後ともいろいろな機会に先生方のお知恵を拝借することが出てくると思っておりますので、そのときはどうぞよろしくお願ひしたいと思います。本当にありがとうございました。

吉澤座長 委員の方々、どうもありがとうございました。

それでは、第5回の懇談会はこれで終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時45分 閉会